

## ○静岡大学病児及び病後児保育支援制度実施要項

(平成 28 年 3 月 15 日要項第 27 号)

改正 平成 31 年 4 月 26 日要項第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この要項は、静岡大学男女共同参画推進室規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）における病児及び病後児保育支援制度（以下「本制度」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 本制度は、本学の教職員のうち病児及び病後児の保育により研究、教育及び業務への従事が困難な者に対し、病児及び病後児の保育の利用に係る料金（以下「保育料金」という。）を補助することにより、当該教職員の研究、教育活動及び業務遂行を支援することを目的とする。

(支援対象者)

第 3 条 本制度による支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、国立大学法人静岡大学教職員就業規則及び国立大学法人静岡大学有期雇用教職員就業規則の適用を受ける者とする。

(支援の条件)

第 4 条 支援対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす病児及び病後児の保育を依頼した場合に限り、予算の範囲内で本制度の支援を受けることができるものとする。

(1) 病児及び病後児の保育の対象児童が小学 6 年生までの児童である病児及び病後児の保育

(2) 病児及び病後児の保育を業とする事業者（以下「保育事業者」という。）へ病児及び病後児の保育を依頼し、保育料金を本人が負担した病児及び病後児の保育

(支援内容)

第 5 条 本制度における支援は、支援対象者が保育事業者に支払った保育料金の 2 分の 1 を上限として補助することとする。ただし、支援対象者が他の補助制度を利用した場合には、保育事業者に支払った保育料金から当該補助金額を控除して得た額の 2 分の 1 を上限として補助する。

2 一の支援対象者に対する一の年度における補助の限度額については、男女共同参画推進室長（以下「室長」という。）が別に定める。

(申請手続)

第 6 条 本制度の支援を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、病児及び病後児の保育利用後速やかに次の各号に掲げる書類を室長に提出するものとする。

(1) 病児及び病後児保育支援制度利用申請書（別紙様式 1）

(2) 保育事業者を支払った保育料金の領収書

(3) 病児及び病後児保育の利用であることが前号に掲げる書類でわからない場合は、病児及び病後児保育利用証明書（別紙様式2）又は病児及び病後児の保育の利用であることがわかる書類

(4) 他の補助制度を利用した場合は、当該補助制度による補助金額を証する書類（交付決定通知等の写し等）

（補助金額の決定等）

第7条 室長は、前条の規定に基づき利用希望者が提出した書類を確認の上、予算の範囲内で補助金額を決定し、決定後速やかに利用希望者に通知するものとする。

（その他）

第8条 この要項に定めるもののほか、本制度に関して必要な事項は、男女共同参画推進委員会の議を経て、室長が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則(平成31年4月26日要項第39号)

この要項は、平成31年4月26日から実施する。

附 則(令和2年1月15日要項第 号)

この要項は、令和2年1月15日から実施する。

別紙様式1（第6条関係）

[別紙参照]

別紙様式2（第6条関係）

[別紙参照]